

居宅訪問型児童発達支援事業

1. 事業内容・目的

人工呼吸器を常時使用しているなどの理由で、外出が困難な就学前の重症心身障害をもつ子どもさんに対して、保育士等がご自宅を訪問して療育を提供する事業です。様々な遊びを通して、子どもさんの心身の健やかな成長及び発達を支援します。

2. 対象者

常時人工呼吸器を使用しているなどの理由により、日常的に外出することが困難な就学前の重症心身障害児

- *利用をご希望の方は、つつじ教室ゆり組または相談部門にご相談ください。また、対象となるかどうか迷う場合はお気軽にご相談ください。
- *利用には市町村が交付する障害児通所受給者証が必要です。お持ちでない方は、市役所障害福祉課へ申請してください。

3. 訪問日時・頻度

- ・それぞれのご家庭のご要望に合わせて、1回/週～1回/月で設定します。（火～金曜日）
- ・1回の訪問は1時間から1時間半程度です。
- ・基本的に、訪問日時は同じ曜日の同じ時間帯となります。（例 水曜日の14:00～15:00）

4. 利用料

厚生労働大臣の定める額の1割（負担額の上限あり）

5. 訪問スタッフ

保育士・理学療法士または看護師

6. 訪問範囲

豊橋市こども発達センターから半径10km

- *対象となるかどうか迷う場合はお気軽にご相談ください。

7. 療育目標

- ・いろいろな活動を通して、より子どもらしい経験ができるようにする。
- ・保護者と子どもと一緒に楽しんで遊ぶ経験を増やす。
- ・季節の変化を楽しみ、在宅生活をより豊かなものにする。

8. 支援の内容

(1) 居宅訪問型児童発達支援計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 保育の提供

身体状況や発達段階に配慮しながら、様々な遊びを提供します。

(イ) 各種相談

医療、福祉、生活の相談等を行います。

9. 活動及び日課（基本的な例）

(1) 健康チェック

(2) はじまりの会

(3) 今月の歌

(4) ふれあい体操

(5) 主活動（ふれあい遊び、感覚・運動遊び、音楽遊びなど）

(6) 終わりの会

豊橋市こども発達センター

豊橋市中野町字中原100番地

電話：0532（39）9200